

公益社団法人島根県看護協会災害・慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、会員に対して支給する災害・慶弔見舞金に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 前条の会員は、正会員及び名誉会員とする。

- 2 会員が、主たる住居地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合又はこれに準ずる損害を受けた場合に、罹災見舞金を贈る。
- 3 会員が、病気、事故あるいは会務上の事由等で死亡した場合に死亡弔慰金を贈る。

(見舞金等の種類及び金額)

第3条 罹災見舞金、死亡弔慰金は、次のとおりとする。

(1) 罹災見舞金

- | | |
|---|----------|
| ①全焼又は全壊 | 20,000 円 |
| ②半焼又は半壊 | 10,000 円 |
| ③傾斜 | 10,000 円 |
| ④床上浸水 | 10,000 円 |
| ⑤その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合又は居住する住宅からの避難指示（屋内退避指示を含む。）を受けた場合） | 10,000 円 |

(2) 死亡弔慰金

- | | | |
|----------------|----|----------|
| ①死亡した場合 | 香料 | 20,000 円 |
| ②会務上の事由で死亡した場合 | 香料 | 30,000 円 |

(支給手続き)

第4条 罹災見舞金又は死亡弔慰金を申請する者は、次に定める申請書に証明書類を添えて、施設代表者又は支部長の証明を受けて会長に申請するものとする。この場合、死亡弔慰金を申請する者は、相続人の代表者とする。

(1) 罹災見舞金

罹災見舞金申請書（様式1）及び消防署・市町村等発行の罹災証明書その他これらに準ずる書類の写し

(2) 死亡弔慰金

死亡弔慰金申請書（様式2）

- 2 施設代表者又は支部長は、会員の罹災又は死亡の連絡があった場合は、その事実を確認し、申請書に証明をして会長に提出するものとする。
- 3 罹災見舞金又は死亡弔慰金の申請ができる期間は、その事実があった日から1年以内とする。

(補則)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改正)

第6条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、平成 6 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 8 月 2 6 日から施行し、平成 2 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 3 1 年 4 月 2 4 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、令和 3 年 7 月 3 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。